

決 議 の 理 由

第1 はじめに

1 2001年（平成13年）6月、「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」（以下「司法審意見書」という。）は、グローバル化が進展する国際社会のなかで、法曹に対する需要は量的に増大するとともに質的にも一層多様化・高度化していくことが予想されるとし、司法試験合格者数を2010年（平成22年）ころまでには年間3000人にまで増加させることを目指すとした。

その上で、司法審意見書は、法曹養成制度について、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するために、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すること、そして、その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設置することを提言した。この結果、予備試験合格者を除き、法科大学院課程を修了しなければ司法試験を受験することはできなくなった。

また、司法審意見書は、司法修習制度について、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院における教育内容をも踏まえ、前期集合修習を見直し、給費制のあり方を検討すべきであるとした。

2 この司法審意見書を受けて、2004年（平成16年）4月に法科大学院が開校し、その数は、翌年開校した法科大学院を含め74校、定員は5825人に達した。

また、従前1000人程度であった司法試験合格者数は、2004年（平成16年）には1500人となり、法科大学院未修者コースの修了者が初めて新司法試験を受験できるようになった2007年（平成19年）以降は、新司法試験・旧司法試験も含めて2100～2200人程度となっている。

そして、2006年（平成18年）11月から開始された新司法修習制度においては、前期集合修習は廃止され、分野別実務修習8か月、分野別実務修習後の選択型実務修習、集合修習各2か月の1年間の課程となった。

さらに、2011年（平成23年）採用の新第65期司法修習生からは給費制が廃止された。

3 法科大学院の設立にあたっては、弁護士などの法曹が全国各地の法科大学院に実務家教員として就任し、法科大学院制度を支えてきた。

当会は、法科大学院が設立される2004年（平成16年）4月以前から、札幌近郊の大学との間で、法科大学院設立に向けた協議、意見交換を重ね、法科大学院の開校前から北海道大学に実務家教員を試験的に派遣し、開校に向けて準備を進めてきた。

2003年（平成15年）4月には、当会に法科大学院支援委員会を設置し、法科大学院の運営に支援、協力できる体制を築き、北海道大学法科大学院、北海学園大学法科大学院の2校との関係では、両校からの教員派遣要請に応じ、また、派遣した教員に対するバックアップ体制を構築した。

その後、多くの当会会員が法科大学院の運営支援のために尽力し、法曹養成に貢献してきた。

4 司法審意見書から11年、法科大学院が設置されてから8年が経過した。

しかしながら、この間、司法審意見書が想定した法的需要の量的増大は見られず、司法基盤の整備や法曹養成制度の充実が十分に行われないうまま、弁護士人口のみが急激に増加したため、司法修習生の就職難、就職難に伴うOJTの機会不足など、さまざまな「ひずみ」が生じている。

また、法科大学院においては、法科大学院適性試験受験者数及び入学者数の激減、多くの法科大学院における定員割れ、法科大学院間における教育の質の格差などのさまざまな問題が生じている。司法試験の合格率は年々低下し、司法修習生の就職難などから社会人の入学者数も激減している。

さらに、給費制が廃止され貸与制に移行したことから、司法修習生の経済的負担も増大している。

このような状況のなかで、法曹志望者数は激減し、将来の司法を支えるべき多様かつ有能な人材を法曹界に輩出することが困難になりつつある事態が生じている。

当会は、このような危機的状況を踏まえ、法曹養成制度の抜本的な改革を行わなければ、取り返しのつかない事態に陥るであろうことを危惧し、以下に述べる理由により、本決議に至ったものである。

第2 法曹志望者数の激減

1 法科大学院志望者（適性試験受験者）数の激減

法曹となるためには法科大学院適性試験（以下「適性試験」という。）を受験して法科大学院に入学する必要がある。

適性試験を、大学入試センターと日弁連法務研究財団がそれぞれ実施していた

時期においては、ほとんどの受験生が大学入試センターによる試験を受験していたといわれており、これを前提にすると、受験者数は2003年（平成15年）3万9350人、2004年（平成16年）2万4036人であったが、2010年（平成22年）は8650人にまで減少している。

2011年（平成23年）度からは、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験に統合されたが、統一後の適性試験受験者数は2011年（平成23年）7820人、2012年（平成24年）6457人と、年々減少している。

適性試験受験者数

	大学入試センター	日弁連法務研究財団	合計	統一後
2003年 (H15)	39,350	20,043	59,393	
2004年 (H16)	24,036	13,993	38,029	
2005年 (H17)	19,859	10,725	30,584	
2006年 (H18)	18,450	12,433	30,883	
2007年 (H19)	15,937	11,945	27,882	
2008年 (H20)	13,138	9,930	23,068	
2009年 (H21)	10,282	8,547	18,829	
2010年 (H22)	8,650	7,829	16,479	
2011年 (H23)				7,820
2012年 (H24)				6,457

2 法科大学院入学者数の激減

適性試験受験者数の減少は、法科大学院入学者数の激減にもつながっており、法科大学院開校時には5767人であったものが、2012年（平成24年）には3150人とほぼ半減している。

入学者数の減少を受けて、法科大学院の定数はピーク時の5825人から2012年（平成24年）には4484人まで減員されたが、定員充足率は年々減少している。

	2004年度 H16	2005年度 H17	2006年度 H18	2007年度 H19	2008年度 H20	2009年度 H21	2010年度 H22	2011年度 H23	2012年度 H24
総定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571	4,484
実入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150
定員充足率	1.03	0.95	0.99	0.98	0.93	0.84	0.83	0.79	0.70

第3 法曹志望者数激減の原因は何か

このような法曹志望者数の激減を招いた原因はどこにあるのか。

それは、①法曹人口の急増に見合う法的需要がないこと、②法科大学院生の経済的・時間的負担、法科大学院間における教育の質の格差などの問題、司法試験合格率の低迷、③司法修習費用の給費制廃止など、複合的なものである。

1 法曹人口の急増に見合う法的需要がないこと（第一の原因）

(1) 弁護士人口の急増

法的需要は、量的に増大するとともに質的にますます多様化・高度化するとして、その法的需要に対応する人的基盤を確立することを目的に法科大学院が設立された。

司法試験合格者数を2010年（平成22年）ころまでには年間3000人にまで増加させることを目指すと提言した司法審意見書を受けて、司法試験合格者数は年々増加の一途を辿り、今日では2000人強となっている。しかし、この10年間における裁判官と検察官の新規採用数は横ばいとなっており、結局、弁護士数のみの急増となっている。弁護士数は、司法審意見書が出された2001年（平成13年）には1万8246人であったところ、2013年（平成25年）2月現在では3万3603人とほぼ倍増している。当会においても、同時期に322人であった会員数が、現在では2倍を超える662人となっている。

年 度	司法修習終了者数	裁判官	検察官	弁護士	備 考
2001年 (H13)	975	112	76	771	
2002年 (H14)	988	106	75	799	
2003年 (H15)	1,005	101	75	822	
(総数)		2,333	1,453	19,522	簡判・副検を除く
2004年 (H16)	1,178	109	77	983	法科大学院設置
2005年 (H17)	1,187	124	96	954	
2006年 (H18)	1,477	115	87	1,223	新司法試験実施
2007年 (H19)	2,376	118	113	2,043	
2008年 (H20)	2,340	99	93	2,026	
2009年 (H21)	2,346	106	78	1,978	
2010年 (H22)	2,144	102	70	1,714	
2011年 (H23)	2,152	102	71	1,747	
2012年 (H24)	2,080	92	72	※	旧司法試験廃止
(総数)		2,880	1,810	33,603	簡判・副検を除く

※ 2012年12月20日の一括登録日における登録者は1370人。

1月以降の登録者を併せて、2013年2月段階で3万3603人となっている。

(2) 弁護士人口の急増に見合う法的需要がないこと

「司法統計」(最高裁判所)によると、全裁判所における訴訟事件の新受事件数は、2007年(平成15年)の約611万件をピークに年々減少を続け、2012年(平成23年)には約405万件になっている。そのうち第一審民事通常事件新受件数は、過払金返還請求事件に関する2006年(平成18年)の最高裁判所判決の影響を受けて、それまで14万件程度であったものが徐々に増え2009年(平成21年)には約23万件に達した。しかし、その後は減少に転じ、2011年(平成23年)には約19万件となっている。

また、破産事件の全事件数は、2003年(平成15年)の約25万件をピークに減少を続け、2011年(平成23年)には半減以下の約11万件となっている。札幌地方裁判所管内における自然人破産事件の新受件数も、2008年(平成20年)に5708件だったものが、徐々に減少し、2012年(平成24年)には3594件となっている。

訴訟事件数・破産事件数の減少と並行し、当会の法律相談センターにおける相談件数も激減している。

司法審意見書は、法曹に対する需要は量的に増大するなど予想したが、企業内弁護士(インハウス・ローヤー)、政府や地方自治体などにおける任期付公務員の需要も、司法審意見書が描いたものとは大きく離れ、低迷している。

(3) 法的需要に見合わない弁護士人口の急増が招いた結果

弁護士人口が急増したにもかかわらず、事件数は激減し、組織内弁護士の需要も低迷している事態は、個々の弁護士の経済的基盤の悪化、司法試験合格者の就職難、新人弁護士のOJTの機会減少など、さまざまな「ひずみ」を生じさせている。

既存の法律事務所に就職できなかったことから、「携帯弁護士」、「自宅開業弁護士」として新規登録する者も増え、弁護士としての技能を研鑽するOJTの機会がないまま新規登録をして業務につかざるを得ない弁護士も出てきている。

さらに、司法修習を終了しながら弁護士登録を見送る者すら生じる事態となっている。司法修習を終了した者が各地の弁護士会に登録するのは毎年12月から1月になるが、2012年(平成24年)12月の時点では、司法修習を終了した2080人のうち、裁判官や検察官になる者を除き、およそ540人が弁護士会に登録しておらず、この未登録者数は過去最高を更新している。

2 法科大学院制度の問題点（第二の原因）

（1） 法科大学院生の経済的負担

法科大学院の年間授業料は国公立で80万円程度、私立で60万円程度から150万円程度である。2012年（平成24年）の総務省調査によると、法科大学院課程修了者のうち、生活費も合わせて年間600万円から800万円を要したとする者の割合は26.8%、800万円から1000万円が25.2%、1000万円以上が17.1%という、極めて高額な経済的負担をしていること、これらの費用を捻出するため、法科大学院在学生の約半数が奨学金などの借入をしていることが報告されている。「法曹の養成に関するフォーラム」の調査（2011年5月から6月）によれば、法科大学院課程修了者のうち、奨学金利用者の平均負債額は350万円となっている。

このように法科大学院制度は、大学院生に重い経済的負担を負わせる制度設計になっている。この法科大学院課程修了までの経済的負担に加え、司法試験に合格した者は、司法修習制度において給費制が廃止されたことから、司法修習終了時に更に300万円程度の経済的負担を強いられることになる。

法科大学院課程を修了したが司法試験に合格できなかった者にとっては、多額の負債だけが残る結果となる。

このように法科大学院生に重い経済的負担を強いる制度設計では、法曹への強いあこがれや高い志を持っている者であっても、経済状況の如何によっては、法曹を目指すことに躊躇を覚え、法曹への途を諦めざるを得なくなるであろうことは、想像に難くない。

（2） 法科大学院生の時間的負担

旧司法試験は、大学の教養課程を修了していれば第1次試験は免除され、大学在学3年目から第2次試験の受験が可能であった。

しかし現在は、法科大学院が学校教育法上の大学院として位置づけられたため、大学を卒業していることが法科大学院の入学要件となった。大学卒業後、少なくとも2～3年は法科大学院に在学し、さらに司法試験、司法修習を経ることになることから、実際に法曹となって社会に出るまでには、大学に入学してから、最短でも8～9年の期間を要することになる。

司法試験に合格しても、法律事務所に就職できるのかというリスク、安定した収入を得る見込みがあるのかというリスクなども考慮すると、法曹を目指す他、他の途を選択することも、合理性のある判断と言わざるを得ない。

(3) 社会人入学者数の激減

司法審意見書は、社会人としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹界に迎え入れるため、社会人に法科大学院の門戸を広く開放するとした。

しかし、社会人が勤務を継続しながら法科大学院に通学することは困難である。仕事を辞めて法科大学院に入学するとしても、必ずしも司法試験に合格するとは限らず、また法曹需要の低迷による就職難などのリスクを考慮すれば、社会人で法科大学院を志願する者は自ずと減少することになる。

2004年(平成16年)に法科大学院に入学した社会人は2792人(48.4%)であったが、2011年(平成23年)には764人(21.1%)と激減している。

	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
法科大学院入学者数	5,767	5,544	5,787	5,719	5,397	4,844	4,122	3,620
うち既修者	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923	1,915
うち未修者	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199	1,705
社会人入学者数	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764
社会人割合	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1	21.1

夜間法科大学院も全国に5校設置されているが、いずれも司法試験合格率は低迷しており、社会人にとっての活路とはなり得ていない。

(4) 未修者・既修者、法学部出身者・非法学部出身者の格差

法科大学院の設立にあたっては、多様な人材を確保するため、法学部以外の学部や社会人などからの入学を想定し、法学を学んだことのない者を対象にした未修者コースが設けられた。法科大学院制度においては、未修者コースが原則であったにもかかわらず、現実には、司法試験合格率においては、既修者コースとの格差は改善されるには至っていない。

新司法試験受験者数及び合格率(既修・未修別)

	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)
司法試験受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,302
うち既修者	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355	3,337	3,231
うち未修者	-	1,966	3,259	4,118	4,808	5,428	5,071
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044
うち既修者	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182	1,171
うち未修者	-	636	734	777	832	881	873
合格率(%)	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5	24.6
うち既修者	48.3	46.0	44.3	38.7	37.0	35.4	36.2
うち未修者	-	32.3	22.5	18.9	17.3	16.2	17.2

そればかりではなく、未修者コースにおける1年次から2年次への進級率を見ると、非法学部出身者は法学部出身者に比べて低迷している。特に、非法学部出身の社会人について、2004年（平成16年）度においては、法学部出身者と比べ進級率にほとんど差がなかったにもかかわらず、2011年（平成23年）度における非法学部出身の社会人の進級率は、69.4%に留まっており、法学部出身者の進級率（84.1%）との間で相当程度の開きが生じている。このことは、非法学部出身者、とりわけ非法学部出身の社会人が1年間で法学部出身者と同じ学力水準に達するとする制度設計自体に無理があったことを示している。

未修者コースにおける1年次から2年次の進級率（法学部・非法学部出身別）

	全体	うち法学部出身		うち非法学部出身	
			うち社会人		うち社会人
2004年度(H16)	94.7%	95.0%	95.9%	94.3%	94.5%
2005年度(H17)	92.9%	94.3%	94.8%	90.7%	90.5%
2006年度(H18)	89.5%	90.9%	92.0%	87.3%	87.1%
2007年度(H19)	87.5%	88.7%	89.0%	85.1%	88.4%
2008年度(H20)	84.8%	85.7%	87.0%	83.2%	84.5%
2009年度(H21)	79.0%	79.9%	78.2%	77.1%	75.3%
2010年度(H22)	75.8%	77.4%	76.1%	72.3%	72.1%
2011年度(H23)	76.3%	78.2%	84.1%	72.4%	69.4%

(5) 法科大学院間における教育の質の格差

法科大学院設立にあたっては、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認めるとしたことから（司法審意見書）、74校もの法科大学院の設置が認可された。

しかし、各法科大学院において具体的にどのような教育を行うかについては、各法科大学院の裁量に委ねられていたことから、法科大学院設立当初からその教育の質に格差があることが指摘されてきた。また、各法科大学院において、質の高い教員の数を確保することができているのかについても、懸念が示されていた。

この法科大学院間における教育の質の格差については、第三者評価機関が改善勧告を行い、また文部科学省の指導による定員削減などの処置が施されてきたが、抜本的な改革はなされないまま経過してきた。そして、この教育の質の格差は、現実には、司法試験合格率、定員充足率などの格差として顕在化してきた。

司法試験平均合格率を超える法科大学院は徐々に減少し、平均合格率を超える法科大学院数と超えない法科大学院数の差は年を追うごとに拡大している（平均合格率を超えた法科大学院数は、2010年20校、2011年19校、2012年14校）。

司法試験合格率下位校のほとんどは、大幅な定員割れとなっており、2012年（平成24年）において、定員充足率が50%以下の法科大学院は37校に達している。

この状況のなかで、2011年（平成23年）に1校、2012年（平成24年）に4校（但し、そのうち1校は他の法科大学院との統合）、2013年（平成25年）に1校が、次年度からの学生募集を停止するに至った。

（6） 司法試験合格率の低迷

法科大学院は、7～8割の司法試験合格率を標榜してスタートした。

しかし、74校もの法科大学院（定員最大5825人）が乱立するに及び、その数値目標は設置当初から達成されないことは明らかであった。

その後、法科大学院の総定員数は一定程度削減されたが、2012年（平成24年）の最終合格率は25%にまで低下している。

3 司法修習費用の給費制廃止（第三の原因）

2012年（平成24年）から司法修習費用の給費制は廃止されて貸与制に移行した。そのため、貸与を受けた司法修習生は、修習終了後に貸与金を返還しなければならない。

貸与金の返還は司法修習終了後5年間据え置かれるものの、法科大学院の奨学金の返還は原則として猶予されない。

法曹としてのスタートにあたって、法科大学院の奨学金の他に、さらに300万円程度の貸与金の返還義務を負うことは、弁護士の経営基盤が悪化している状況と相俟って法曹を志す者にとって大きな不安要素となり、法曹志望者数減少の要因に連なっている。

第4 法科大学院制度を中核に据えた改善策の限界

1 法曹志望者数の激減と法曹養成制度の改革の必要性

司法の役割は、紛争の解決を通じて権利の救済を図り、国民・市民の基本的人権を擁護することによって、社会正義を実現することにある。

弁護士もその司法の一翼を担う者として、法律実務の専門家として不断の努力を尽くすべき責務があると同時に、国民・市民の権利の擁護、社会問題を解決するための活動を通じて、社会正義の確立に寄与しなければならない（弁護士法第1条）。当会会員の多くが各種委員会に所属してさまざまなプロボノ活動（公益活動）を行い、また消費者問題・原発被害・じん肺・過労死・肝炎などの社会問題について弁護団を組織するなどして活動を行うのも、人権を擁護し、社会正義を実現する、弁護士法第1条の理念を実現しようとする努力の現れである。

法曹志望者数が激減し、多様かつ有為な人材が法曹を目指さなくなることは、将来の司法を支える人的基盤が脆弱となり、現代社会において司法が果たしている人権擁護機能を後退させてしまうことになる。

このような危機的状況から脱するためには、早急に法曹養成制度の改革を行う必要がある。

2 法科大学院制度を法曹養成制度の中核に据えたままの改善策の限界

法科大学院制度のおかれている危機的状況を改善するために、現状の法科大学院制度を前提としてさまざまな改善策が提案されているが、いずれも改善策としては不十分といわざるを得ず、法曹志望者数を回復させることは困難である。

(1) 法科大学院生の経済的負担の軽減

法科大学院生の経済的負担を軽減するために、法科大学院に対する助成予算の増額を要求することや大学院生に対する給付奨学金制度を求めていくということが提案されている。

しかし、そのいずれも、多くの問題を抱える法科大学院に更なる財政支出を行なうことにつながるものであって、国民的理解を得ることは困難である。

したがって、このような提案は改善策足り得ない。

(2) 法科大学院の統廃合及び定員削減によって司法試験の合格率を上げる

法科大学院間の格差が拡大し、大幅な定員割れをしている法科大学院が少

なくないなかで、統廃合・定員削減を行って法科大学院における教育の質を高め、司法試験の合格率を上げることによって、法科大学院制度を改善するという提案がある。

しかし、法科大学院は、準則主義によって設立要件を満たせば設置が認可されるものであることから、強制的な統廃合は困難である。一定の「基準」を満たさないとして法科大学院の設置認可を取り消すことは、法令違反がないにもかかわらず認可を取り消すこととなり、法令上及びこれまでの運用上、無理がある。法科大学院は専門職大学院とはいえ、憲法上、学問の自由、大学の自治が保障された主体であり、定員充足率、司法試験合格率などの指標をもって統廃合を行うことは、憲法上問題がある。

また、自校の法科大学院が統廃合の対象となることは、当該大学全体にとってマイナスイメージとなることは避けられず、自主的に統廃合を実施することには、相当の抵抗があろう。

更に、各法科大学院は既に定員削減を行っており、さらなる定員削減を行うことは、法科大学院の財政的基盤を悪化させることになることから、定数削減について同意を得ることは困難である。

定員充足率、司法試験合格率などの指標で法科大学院の統廃合を推し進めた場合、統廃合の対象とならないのは首都圏のごく一部の法科大学院に偏ることになり、地域適正配置は困難になる。地域適正配置の理念を維持するために、首都圏の大規模校の定員を削減して、地方の法科大学院に配分することも考えられるが、学生を確保することが国公立を問わずその財政的基盤になっており、また多くの司法試験合格者を輩出している大規模校にとっては定員削減の理由がないことから、各法科大学院は、定員削減に応じる状況にはない。

したがって、統廃合や定員削減はその実現に問題があるばかりか、これを推し進めれば地域適正配置の理念が後退してしまうという矛盾に直面することになり、やはり有効な改善策とはいえない。

(3) 未修者コースにおける共通到達度確認試験（仮称）による質の確保

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」では、未修者コースの低迷を受けて、1年次から2年次の進級に関して「共通到達度確認試験（仮称）」を導入することを提言している（2012年11月30日）。これは、未修者コースの進

級時において厳格な成績評価がなされていない法科大学院があることから、全国共通の「到達度試験」によって未修者の質を確保しようとするものである。

しかし、これは、法科大学院在学中に「振るい」にかけるというだけであり、法曹志望者数の激減に対する有効な改善策とはなり得ない。

第5 法曹志望者数を回復させるための提言

以下に述べるとおり、司法試験合格者数を大幅に減員させるとともに、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度を抜本的に改革すべく、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことに改め、充実した実務教育を行うため、司法修習制度において前期集合修習を実施し、修習期間を延長するなどの改善を行い、あわせて給費制を復活させるべきである。

1 司法試験合格者数減員の必要性

司法審意見書において予測された法的需要の増加がないことが明らかとなり、そのことが法曹志望者数激減の原因となっている以上、これを改善するためには、まず、現実に必要とされる法的需要に合わせて司法試験合格者数を大幅に減員することが必要である。

当会では、2011年（平成23年）11月29日に臨時総会で「年間1000人程度を目標に司法試験合格者数を段階的に減少させ、その実施状況などを検証しつつ、さらに適正な合格者数を検討すること」を決議し、会の方針として、司法試験合格者数の大幅減員を目指すことを確認した。また日弁連も、2012年（平成24年）3月15日に「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである」との提言を行い、同様に司法試験合格者数の減員を求めた。

しかし、司法試験合格者数は減員されず、2012年（平成24年）度は、前年度の2063人を上回る2102人が司法試験に合格した。

当会としては、引き続き、司法試験合格者数をすみやかに減員することを求めるものである。

2 法科大学院制度の抜本的改革

～法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないこと

- (1) 前項で述べたように司法試験合格者数を大幅に減員した場合、現状の法曹養成制度のままでは法科大学院課程修了者の司法試験合格率はさらに低下し、法曹志望者数の更なる減少という結果を招来するだけでなく、法科大学院の全国適正配置も実現困難となる。

しかしながら、法科大学院の統廃合や定員削減という方策によって法科大学院制度を改善することは困難であり、また、現状の法科大学院制度は、経済的・時間的負担において、多様かつ有為な人材が法曹を目指すことの障壁となっているといわざるを得ない。

したがって、司法試験合格者数を減少させることを前提として法曹志望者数を回復させるためには、参入障壁となってしまっている法科大学院制度を、法曹養成過程の中核から外す他ない。

よって、当会は、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことを提言する。

- (2) 法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことにすると、法科大学院制度の存続は困難であるとする意見がある。

確かに、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことにすると、費用と時間を要する法科大学院に進まず司法試験を受験する者が多数となり、相当数の法科大学院の存続が困難となることは避けられないかもしれない。

しかし、法科大学院のために法曹養成があるわけではない。

そもそも法科大学院制度は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するものとして、司法試験合格者数の増加に伴う質を担保する制度であるとともに、社会が加速度的にグローバル化するなかで、知的財産権の保護をはじめ、高度な専門性を要する領域への的確な対応を求められる法曹を育成することが期待されていた。また、実務に携わる法曹が、先端的・現代的分野や国際関連、学際分野などを学ぶ継続教育機関としても、法科大学院は位置づけられていたはずである（司法審意見書）。

したがって、このように、法科大学院を専門職大学院として維持することには社会的意義があり、このことは、法科大学院課程修了が司法試験受験資格でなくなっても何ら変わることはない。法科大学院課程修了が司法試験受

験資格でなくなっても、法科大学院において高度な専門教育が行われることによって、法科大学院生は新司法試験合格に必要な知識を習得し、経験を積むことができる。優れた教育を行い、多くの司法試験合格者を輩出することになれば、その法科大学院は存続するであろう。また、法科大学院課程修了者が専門的教育を受けた後、法曹を含めた各分野へ進出し、社会で活躍することが期待できるようになるだけでなく、実務法曹が先端的・現代的分野や国際関連、学際分野などを法科大学院で学ぶことで、法科大学院制度の存在価値を高めることになる。

- (3) このように、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことは、法曹人口問題を解決するという観点からも、法曹養成制度を改善するという観点からも、賢明な施策である。そして、法科大学院課程修了を司法試験の受験資格としない場合の法科大学院のあり方については継続して検討すべきである。

なお、本決議を行っても、当会は今までと同様に法科大学院の運営への協力を惜しまないのであり、これまでの協力体制を後退させるものではない。

3 司法修習制度の改善～前期集合修習・給費制の復活

法科大学院課程修了を司法試験の受験資格としない場合、法科大学院は法曹養成制度の中核たり得ないことになる。そこで、司法試験合格者に対する司法修習を、法曹養成制度の中核として位置づけるべきである。

(1) 法科大学院制度導入による司法修習制度の変容

法科大学院制度の導入に伴い、法曹養成制度の中核である法科大学院において2年ないし3年の法曹養成教育を行うことになったことから、司法修習期間は、従来よりも短縮されて1年となった。

その結果、従来、実務庁で修習を行う前に、基礎的な能力を身につけるため行われてきた前期集合修習は廃止された。

更には、法科大学院制度が法曹養成制度の中核であるとする現行制度において、司法修習では実務処理能力そのものを身につけることを目的としていないとされ、実務家としての能力は、司法修習終了後の各分野でのOJTに委ねられることになった。

しかし、前期集合修習が廃止された結果、司法修習生は、実務に関する前提知識を習得しないまま、8か月の分野別実務修習を開始することになった。各クールが2か月と短いうえ、実務に関する前提知識がない状況のなかで分野別実務修習に臨まざるを得ないことは、修習の実を上げるうえで重大な障害となっている。

また、新規登録弁護士の就職難の状況のなかで、法律事務所に就職せずに独立して開業する弁護士が増えている。弁護士として十分なOJTを経ることがないなかで、依頼者に対して、的確かつ十分な法的サービスを提供できない懸念がある。

このように、現行の司法修習制度は前期集合修習が行われず、また修習期間が短いため、司法修習生は、十分な実務法曹教育を受けることができない。また、実務能力の養成を司法修習終了後の各分野に委ねるということ自体、法曹養成の制度設計としては、破綻しているといわざるを得ない。

法科大学院課程修了を受験資格としない場合、現行の司法修習制度のままでは、十分な実務教育を受けない法曹が社会に送り出されてしまう結果となる。

(2) 司法修習制度の充実～前期集合修習の復活、修習期間の延長など

もともと、司法修習制度は、戦前、別々に行われていた司法官（裁判官・検察官）と弁護士の養成を、司法研修所で統一して行うとしたものである。

司法修習においては、かつては、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならないとされ（旧司法修習生に関する規則）、現在においては、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識を養成することが求められている（最高裁判所司法修習委員会）。

司法修習制度は、司法の一翼を担う、法曹としての高い技能を修得するための臨床教育として有意義なものである。

また、司法試験に合格した、一定の法的素養を有する者に対して、国費を投じた司法修習により実務教育を施すということは、法曹養成のあり方として、教育効果の点からも、費用対効果の点からも、極めて合目的的、効率的である。とりわけ前期集合修習は、実務修習に臨む前段階で集合修習を行うことにより、実務修習のために必要な知識、技量を涵養し、実務

修習の実を上げることにつながるものであって、有益、合理的である。

したがって、様々な問題を抱え、危機的状況にある法科大学院制度を法曹養成制度の中核とするのではなく、司法を担う人材を養成するために司法修習制度を中核とし、前期集合修習を復活させ、充実した司法修習を実現すべく修習期間を延長することが必要である。

(3) 司法修習費用の給費制復活

司法修習生は、司法試験に合格して一定の法的知識と応用能力があると認められ、将来、法曹三者となるべく、最高裁判所に採用されて司法修習を義務づけられる者である。

三権の一翼を担う司法制度を支える人的基盤となる法曹を養成することは国の責務であり、修習専念義務が課されている司法修習生に対し、その修習に必要な費用と生活費を国費で賄ってきた。これは、1947年（昭和22年）以来、維持されてきた制度である。ところが、国は、2012年（平成24年）から、財政支出削減を理由として給費制を廃止し、自己負担あるいは貸付とする制度へと変更した。

給費制を廃止された司法修習生は、生活費はもとより、実務修習地や司法研修所に赴任する際の交通費、転居・居住費などの諸経費について、全て自弁を強いられる。とりわけ、経済的に裕福でない司法修習生は、修習専念義務・兼業禁止との関係上、司法修習の経費や生活費などのために国から貸与を受けざるを得ないところ、新たに、標準額で276万円、扶養家族を抱え家賃などを負担する者は最大で336万円もの債務を負うことになる。このような司法修習生は、すでに法科大学院在学中に多額の奨学金の貸与を受けている者が多く、更に債務を増やすことになる。

加えて、昨今の弁護士の就職難は深刻度を増し、また、新人弁護士の給与水準は著しく低下している。このような状況の下で、多額の債務を負担することへの不安を訴える司法修習生も多く、法科大学院への入学志望者数が激減している要因に連なっている。収入のない司法修習生に自己犠牲を強いることは、有為かつ多様な人材が法曹への途を敬遠することにつながる。2012年（平成24年）7月27日に成立した「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験などとの連携に関する法律の一部を改正する法律」は、法曹の養成に関する制度の検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の

位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべきものとした。さらにその附帯決議において、司法修習生への経済的支援については修習専念義務のあり方など、多様な観点から検討し必要に応じて適切な措置を講じることとされた。

給費制の廃止はわが国の司法を支える法曹の基盤を脆弱化させ、ひいては市民の権利保障を後退させてしまうことになる。

このような給費制の意義に鑑みれば、司法修習生に対する給費制を遡及的に復活させるべきである。

第6 むすび

弁護士人口の急激な増大と法曹志望者数の激減は、弁護士・弁護士会を取り巻くかつて経験したことがない厳しい現状と、法科大学院制度の危機的状況を如実に示している。

司法審が予想した、法曹に対する需要の量的増大と質的多様化・高度化は現実のものとはならず、法科大学院制度が予定した7割以上の司法試験合格率は画餅に帰し、多くの関係者の期待を裏切った。

法曹養成制度の改革は、法曹人口の見直しと不可分一体の課題であることは明らかであるといわなければならない、弁護士・弁護士会を取り巻く環境が既に危機的状況に陥っていることを、改めて認識しなければならない。

このまま法曹志望者数の減少が続くならば、司法の人的基盤は大きく損なわれ、法の支配の担い手として、その責務を果たすことができなくなるとの憂慮を禁じ得ない。

しかしながら、現在、検討が重ねられている法曹養成制度検討会議における議論状況に鑑みると、そのような弁護士・弁護士会を取り巻く危機的状況が十分に考慮されているとは言い難く、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないこと、前期集合修習の実施、給費制の復活などの司法修習制度の改善を行うことは、いずれも危機的状況を脱するために必要不可欠である。

札幌弁護士会は、今、法曹養成制度について抜本的改革を提言することが、将来の法曹に対する責務であるとの自覚に立って本決議を行う。